



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 5 月 25 日 (木 曜 日) 第 409 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 2
- 救急病院の認定 (2件) …………… (医療政策課) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 2
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (") 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

頁

- 意…………… (水産政策課) 3
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 4
- 道路の供用の開始…………… (") 4
- 高潮浸水想定区域の指定…………… (河川課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 5
- 家畜商講習会の開催…………… (畜産振興課) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 6
- 土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… (") 7
- 県営土地改良事業計画の策定 (2件) …… (") 7

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (平成26年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第4号 (その2) (第5条関係) [略] 1 あなたをこれから、措置入院のために 病院に移送します。 。 2～6 [略]	様式第4号 (その2) (第5条関係) [略] 1 あなたをこれから、措置入院のために 病院 (住所: _____) に移送します。 2～6 [略]
様式第4号 (その3) (第5条関係) [略] 1 あなたをこれから、医療保護入院 (応急入院) のために 病院に移送します。 2～6 [略]	様式第4号 (その3) (第5条関係) [略] 1 あなたをこれから、医療保護入院 (応急入院) のために 病院 (住所: _____) に移送します。 2～6 [略]
様式第8号 (第9条関係) [略] 【入院中の生活について】 1 [略] 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。 ① 人権に係る行政機関の職員 (県庁の職員など) ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士 それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に	様式第8号 (第9条関係) [略] 【入院中の生活について】 1 [略] 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3・4 [略]
[略]

3・4 [略]
[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 409号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人愛鍼会 山元病院	日南市中央通1丁目10 番15	令和5年3月31日

宮崎県告示第 410号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
みまた陽だまり歯科	北諸県郡三股町稗田48-6	令和5年4月3日
訪問看護ステーション ハート	都城市天神町16-19天神ハイッ 101	令和5年4月11日
訪問看護ステーション 紬	児湯郡都農町大字川北3901-7	令和5年4月13日
医療法人愛鍼会 山元医院	日南市中央通1丁目10番15	令和5年4月1日

宮崎県告示第 411号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人 暁星会 三財病院	西都市大字下三財3378番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年6月6日から令和8年6月5日まで

宮崎県告示第 412号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人東陽会 整形 外科前原病院	小林市細野2033番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年5月30日から令和8年5月29日まで

宮崎県告示第 413号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地		
4560490064	訪問看護ステーションひなこ	宮崎県日南市吾田西1丁目3番24コスモマンション戸	株式会社ひなこ	宮崎県日南市飫肥6丁目7番51号	令和5年3月20日	介護予防訪問看護

		高 212号				
4511810220	川井田医院	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地 3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地 3	令和5年3月31日	介護予防短期入所療養介護
4570900250	養護老人ホーム真幸園	宮崎県えびの市昌明寺70番地 1	社会福祉法人えびの明友会	宮崎県えびの市原田1403番地27	令和5年3月31日	介護予防特定施設入居者生活介護
45B0900012	京町共立病院 介護医療院	宮崎県えびの市向江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向江 508	令和5年3月31日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 414号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字並松4684-3、4690-1、4691、字高八重4713-3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字並松4684-3・4690-1・4691・字高八重4713-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 415号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに日向市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 416号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年3月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 砂地 義春 宮崎市 砂地 義也
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檣浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	宮崎漁業協同組合の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して漁

業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にさし網漁業を行うもの

宮崎県告示第 417号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	県道	都農綾 線	西都市大字 上三財字元 地原2688番 2地先から	旧	4.5～ 10.8	127.5
			東諸県郡国 富町大字八 代北俣字元 地原1932番 1地先まで	新	7.3～ 29.4	127.5

宮崎県告示第 418号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 酒谷字種子 田乙1815番 3地先から 同市同大字 字松ヶ迫乙 2879番3地 先まで	旧	5.5～ 15.5	778.1
			日南市大字 酒谷字種子 田乙1815番 3地先から 同市同大字 字松ヶ迫乙 2879番3地	新	5.5～ 58.4	778.1

			先まで		
			日南市大字 酒谷字種子 田乙1853番 1地先から 同市同大字 字松ヶ迫乙 2879番3地 先まで	10.4～ 58.4	697.8

宮崎県告示第 419号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字三 名字東長原 1823番5地 先から同郡 同町同大字 同字1826番 7地先まで	旧	11.4～ 18.0	86.9
				新	17.7～ 24.0	86.9

宮崎県告示第 420号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	西都市大字 上三財字元 地原2688番 2地先から 東諸県郡国 富町大字八 代北俣字元 地原1932番 1地先まで	令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県告示第 421号

水防法 (昭和24年法律第 193号) 第14条の3第1項の規定により、日向灘沿岸に係る高潮浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県日南土木事務所、宮崎県串間土木事務所、宮崎県高鍋土木事務所、宮崎県日向土木事務所及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 422号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 土々呂第2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ線により囲まれた土地の区域 (平成15年3月31日宮崎県告示第 151号で指定した中村第2地区に掲げる土地の区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市土々呂町5丁目1314番
2	” ” 1296番
3	” ” 1296番
4	” ” 1296番
5	” ” 1297番2
6	” ” 1297番1
7	” ” 1297番1
8	” ” 1297番1
9	” ” 1285番1
10	” ” 1285番1
11	” ” 1285番1
12	” ” 1285番1
13	” ” 1223番
14	” ” 1271番1
15	” ” 1263番2
16	” ” 1269番1
17	” ” 1299番
18	” ” 1300番
19	” ” 1314番

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、高原町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設 L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和4年12月2日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、高原町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設 L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和4年12月2日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和5年5月25日から令和5年6月26日まで

家畜商法 (昭和24年法律第 208号) 第4条の2第1項の規定により、令和5年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。
令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 開催の期日及び場所
(1) 開催月日
令和5年8月24日 (木曜日) 及び8月25日 (金曜日)
(2) 場 所
宮崎県庁附属棟 301号室 (宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1

号)
 (3) 時 間
 受付 午前 8 時 30 分から
 講習 午前 9 時から午後 5 時まで
 2 講習科目及び講習時間
 (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
 (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間
 3 受講対象者
 家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者
 4 受講申込手続
 受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300 円の宮崎県収入証紙（消印をしていないもの）及び写真（申込前 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）を貼付し、令和 5 年 7 月 28 日（金）までに住所地为管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。
 5 その他
 詳細については、宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課（電話 09 85（26）7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
 令和 5 年 5 月 25 日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町 4324 番地
理 事	大 浦 伸 一 郎	都城市太郎坊町 1636 番地 1
理 事	藤 村 兼 春	都城市太郎坊町 6835 番地 29
理 事	亀 田 寛	都城市高木町 4591 番地 2
理 事	野 添 政 美	都城市高木町 4455 番地 1
理 事	松 原 照 美	都城市高木町 4677 番地
理 事	野 崎 信 一	都城市高城町桜木 228 番地 18
理 事	吉 川 輝 美	都城市金田町 2510 番地 1
理 事	中 村 彰	都城市金田町 1061 番地
理 事	竹 之 下 征 秀	都城市太郎坊町 71 番地
監 事	島 田 健	都城市太郎坊町 6678 番地 1

監 事	森 山 順 一	都城市高木町 4333 番地
-----	---------	----------------

（任期：令和 9 年 3 月 31 日まで）
 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町 4324 番地
理 事	藤 村 兼 春	都城市太郎坊町 6835 番地 29
理 事	亀 田 寛	都城市高木町 4591 番地 2
理 事	野 添 政 美	都城市高木町 4455 番地 1
理 事	松 原 照 美	都城市高木町 4677 番地
理 事	森 木 稔	都城市高城町桜木 399 番地 2
理 事	吉 川 輝 美	都城市金田町 2510 番地 1
理 事	中 村 彰	都城市金田町 1061 番地
理 事	竹 之 下 征 秀	都城市太郎坊町 71 番地
理 事	大 浦 伸 一 郎	都城市太郎坊町 1636 番地 1
監 事	島 田 健	都城市太郎坊町 6678 番地 1
監 事	森 山 順 一	都城市高木町 4333 番地

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
 令和 5 年 5 月 25 日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田 2680 番地 3
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田 2921 番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田 2874 番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田 3290 番地 2

理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2
理 事	福 元 眞 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1838番地1
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地
監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2
監 事	鳥 集 公 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田3329番地1

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田2680番地3
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地2
理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2
理 事	福 元 眞 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1838番地1
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地

監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2
-----	---------	---------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により速日峰地区県営土地改良事業（延岡市、中山間地域農業農村総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年5月25日から令和5年6月22日まで
- 縦覧場所
延岡市役所総合農政課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により綾川・川上原地区県営土地改良事業（国富町、農業水路等長寿命化防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 5 年 5 月 25 日から令和 5 年 6 月 22 日まで

3 縦覧場所

国富町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 5 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	令和5年8月1日（火）から同年8月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して

いる者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎県技能検定センター 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	令和5年6月26日（月）から7月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--